

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程 平成 16 年 10 月 6 日 16 選規程第 2 号</p> <p>第 1 条～第 2 条 省略 (選考の方針)</p> <p>第 3 条 選考会議は、国立大学法人東京農工大学学長選考方針(以下「選考方針」という。)を定め、公表(学内の所定の場所への掲示及び本学ホームページへの掲載。次条第 2 項、第 8 条第 2 項及び第 9 条第 5 項において同じ。)するものとする。</p> <p>第 4 条～第 6 条 省略</p> <p>(意向調査の参加資格者)</p> <p>第 7 条 意向調査の参加資格者は、意向調査の公示日に国立大学法人東京農工大学職員就業規則第 4 条第 1 項に定める常時勤務を要する職員である者とする。 なお、同条第 2 項及び第 3 項に定める者は参加資格者となることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>意向調査の日までに前項の職員(なお書きに定める者を除く。)</u>となつた者は参加資格者となり、<u>職員でなくなつた者又は別に定める者は参加資格者となる</u>ことができない。</p> <p>(選考及び申出)</p> <p>第 8 条 選考会議は、意向調査の結果を参考にするとともに、<u>必要と認めるときは応募者との面談等による審査を行い、候補者 1 人を選考するものとする。</u></p>	<p>国立大学法人東京農工大学学長候補者選考等規程</p> <p>第 1 条～第 2 条 省略 (現行どおり) (選考の方針)</p> <p>第 3 条 選考会議は、国立大学法人東京農工大学学長選考方針(以下「選考方針」という。)を定め、公表(学内の所定の場所への掲示及び本学ホームページへの掲載。次条第 2 項、<u>第 6 条第 2 項</u>、第 8 条第 <u>7 項</u>及び第 9 条第 5 項において同じ。)するものとする。</p> <p>第 4 条～第 6 条 省略 (現行どおり)</p> <p>(意向調査の参加資格者)</p> <p>第 7 条 意向調査の参加資格者は、意向調査の公示日に国立大学法人東京農工大学職員就業規則第 4 条第 1 項に定める常時勤務を要する職員である者とする。 なお、同条第 2 項及び第 3 項に定める者は参加資格者となることができない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、別に定める者は参加資格者となることができない。</p> <p>(選考及び申出)</p> <p>第 8 条 選考会議は、意向調査の結果を参考にするとともに、応募者との面談等による審査を行い、候補者 1 人を選考するものとする。</p> <p><u>2 前項の選考は、合議により行う。ただし、合議により候補者を決定することができなかつたときは、次の各号に掲げる応募者数に応じ、それぞれ議長を除く出席委員により、当該各号に定める投票を行う。</u></p> <p><u>一 1 人 信任投票</u></p>	

<p>2 選考会議は、<u>前項の候補者の氏名、選考経緯及び選考理由を公表するものとする。</u></p> <p>3 <u>本学は、第1項の選考に基づき、候補者を文部科学大臣に申し出るものとする。</u></p> <p>4 選考会議は、候補者が辞退した場合は、再度候補者の選考を行うものとする。</p> <p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>二 複数人 単記無記名投票</p> <p>3 <u>前項第1号に定める投票の結果、当該応募者が過半数の信任を得た場合は候補者とし、信任及び不信任の票が同数のときは議長が決定する。</u></p> <p>4 <u>第2項第2号に定める投票の結果、過半数の票を獲得した応募者を候補者とする。</u></p> <p>5 <u>前項の規定にかかわらず、票を獲得した応募者が2人であって、当該得票が同数の場合は、議長が、候補者を決定する。</u></p> <p>6 <u>第4項の初度の投票の結果、過半数の票を獲得した応募者がいない場合（前項に該当する場合を除く。）は、最も多くの票を獲得した応募者及び次順位の応募者2人について、出席委員による再度の投票（以下「再度の投票」という。）を行う。ただし、初度の投票の結果、票を獲得した応募者が3人以上であって、当該得票が全て同数の場合は、議長が、再度の投票の対象者2人を決定の上、行う。</u></p> <p>7 選考会議は、<u>候補者を決定したときは、学長に報告するとともに、候補者の氏名、選考経緯及び選考理由を公表するものとする。</u></p> <p>8 <u>学長は、前項の報告があったときは、候補者を文部科学大臣に申し出るものとする。</u></p> <p>9 選考会議は、候補者が辞退した場合は、再度候補者の選考を行うものとする。</p> <p>第9条 省略（現行どおり）</p> <p><u>（規程の解釈等）</u></p> <p>第9条の2 <u>この規程の解釈及び運用について疑義が生じた場合は、学長選考会議が決定するところによる。</u></p> <p>第10条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p> <p><u>附 則（選規程第2号）</u></p> <p><u>この規程は、平成26年7月30日から施行する。</u></p>	
--	--	--